

『Munimatālaṃkāra』について

磯 田 熙 文

本書『Munimatālaṃkāra』（東北 (D) No. 3903, 北京 (P) No. 5299）の著者である Abhayākara-gupta (Ĥjigs-med ḥbyuṅ-gnas sbas-pa) は, Pāla 王朝の Rāmapāla 王の時代即ち十一世紀末から十二世紀にかけて活躍した代表的な仏教僧の一人として知られている¹⁾。

この意味で、その著作は、インド仏教末期の状況や流れ、更にまた、チベット仏教に与えた影響という点でも、貴重な資料を提供する。

彼の伝記に関して、Gshon-nu dpal (A. D. 1392-1481) の『Deb-ther shon-po』²⁾ には、

- 1) 彼の maṇḍala 儀軌の著作は、Jñānapāda の系統に属するということ、
 - 2) ある伝承では、彼は Mañjukīrti と共に Nāro-pa の弟子であつたと伝えられること³⁾、
 - 3) 彼は、Bodhibhadra の三人の弟子の一人であつたといわれること、
 - 4) 彼は、波羅蜜、真言両道を通して、迷い誤りのない理解の心を持つており、Sau-ri-pa など自分の師の言葉にもかかわらず、女性を伴つた、所謂大印悉地 (mahāmudrā-siddhi) は行なわず、そのかわりに、夢の中に現われた Vajrayoginī の勧めに随つてタントラに対する注解を造つたこと、
- などが述べられている。

また、Tāranātha (A. D. 1575 生) の『Bkaḥ dbab bdun ldan』⁴⁾によれば、彼の父のカーストは kṣatriya、母は brāhmaṇā であり、幼少より Veda をはじめ多くの学問を身につけ、tīrthika のタントラなども学んだといわれる。その後、仏教瑜伽者の友人に勧められて仏教徒になり、すべての経、タントラに精進し、vinayadhara (持律者) としても名が知られるようになる。ある時期に、墓地で瞑想していたが、その後、Rāmapāla 王の妃によつて寄進された僧院に住むことになる。それからまた、墓地に住していた時に、ある名門の家の子供の命を蘇らせて、その力によつて尊敬を得、Vajrāsana (金剛座) の Upādhyāya として迎えられ、数々の神通をも行つた、といわれる。更に、Nālandā, Vikramaśilā 学問寺の upādhyāya としても迎えられ、Rāmapāla 王は彼を自分の guru として尊敬した、

とも云われる。また、これらの伝承の間に、数回、Vajrayoginī (こゝでは、Vajra-varāhi) が少女に身を変えて、Abhayākara-gupta との siddhi の成就を懇請したけれども、彼は梵行を持してそれを受けなかつたということが、『Deb-ther sñon-po』と同様に述べられている。こゝに、Abhayākara-gupta の梵行者としての態度を伺い知ることができる。

さて、デルゲ版チベット大蔵經には、彼に帰せられる著作として二十二書が収められている。タントラ部に、『Samputa-tantra』(D. No. 381, P. No. 26) の注解である『Āmnāyamañjarī』(D. No. 1198, P. No. 2328), 『Buddhakapāla-tantra』(D. No. 424, P. No. 63) の注解である『Abhaya-paddhati』(D. No. 1654, P. No. 2526), 『Vajrāvali』(D. No. 3140, P. No. 3961)⁵⁾, 『Niṣpannayogāvali』(D. No. 3141, P. No. 3962)⁶⁾等の十九書、般若部に『八千頌般若』(D. No. 10, P. No. 732) の注解・『Marumakaumudī』(D. No. 3970, P. No. 5365) の一書、中観部に、こゝで取りあげる『Munimatālaṃkāra』と『Bodhisattvasaṃvaragrahaṇa-vidhi』(D. No. 3786, P. No. 5184) の二書である。北京版チベット大蔵經には、タントラ関係のものばかりであるが、更に、七書が加えられている⁷⁾。

そこで、こゝでは、彼の代表的な著作の一つである『Munimatālaṃkāra』について、その内容の特色を明らかにしていくという目的のもとに、その一端を明らかにしたい。

本書は、四つの章に分けられ、デルゲ版で二百二十枚ほどのもので⁸⁾、中観部に含まれているが、また一方、Tsoñ-kha-pa の『Gser-phreñ』に、『Abhisamayālaṃkāra』(D. No. 3786, P. No. 5184) 関係の注釈二十一書の一つに、この書を挙げている⁹⁾。それは、例えば、次に引く文章によつても了解することができる。先ず、第一章“菩提心を明らかにする章”の終りには、「大乘の自性は一乗であり、一切法は勝義として無自性であると成立する。それはまさに仏母、般若波羅蜜であり、更に、空と悲が無区別の、勝義菩提心である」¹⁰⁾と述べられ、第二章“菩提心の修習を明らかにする章”の最後には、「菩提心の修習は、次第に、二十二心を起すことである(即ち、これは『Abhisamayālaṃkāra』の二十二種の発心¹¹⁾である)」¹²⁾と述べられ、更に、第三章“八現観を明らかにする章”の最初には、「(この)二十二種の発心がまさに大乘であり、果を伴つた菩薩道であり、それはまた、般若波羅蜜に他ならない、そしてそれは、一切相智性(sarvākārajñatā)等の八現観である」¹³⁾と述べられ、第四章“徳を明らかにする章”の最後に、「Nāgārjuna と Āryavimuktasena 等に依つて、疑いなく、私は徳の一部分のみを述べ

た」¹⁴⁾旨を記している。これらの文に、Abhayākarapūpta の（少くとも波羅蜜大乘についての）仏教観のおさえ処が何処にあるかを伺うことができる。

さて、第一章の主題は、前述の如く、菩提心を明らかにすることにあるが、その最初に、菩薩の律儀の受持儀軌と行を述べているので、この部分について、その内容を眺めてみたい。

まず最初に、根の勝れた者が菩薩律儀を自性とする菩提心を発するということは、要約的に云えば、“仏・法・僧即ち色身と法身と不退転の菩薩の僧伽とに帰依して、自身が正等覚者となり、このすべての世間を苦から解放して正等覚者の位に導かん”と心を発することであるとして、この律儀の受戒作法を述べることから論が始められる。

まず、受戒作法のはじめに、『Kūṭāgāra-sūtra』(D. No. 332, P. No. 998)¹⁵⁾に則つて、maṇḍala をつくる等の準備を行なうべきである、と云われる。先に、四角、半月形、円形、車形の maṇḍala を北俱盧などの四洲に配する等である。

次いで、「律儀に住して、受持する律儀を知っている、新しい (gsar-bu) 在家の外貌を持つた guru から受けるべきである。その様な人がいない場合には、仏・菩薩が現前に住していると作意して受持すべきである」¹⁶⁾とする。受戒作法の内容は、1. “菩薩の淨戒を授けられんことを”，と請う、2. 懺悔、3. 三宝帰依、4. 発菩提心、5. 善根を利他のために廻向する、6. 六波羅蜜と善巧方便を修習することの誓約、7. “guru あるいは仏・菩薩が自分を菩薩として摂受せんことを”，と、各三回ずつ唱える、というものであるが、「(これは,)『菩薩藏』等に説かれる儀軌であり、利根の菩薩はこれによつて菩薩戒を受けるのである」という。なお、この受戒作法の内容は、Bodhibhadra の『Bodhisattvasaṃvaravi-dhi』(D. No. 3967, P. No. 5362) にほとんど同文の対応が見られる。

中根の者は、善友に遇う等の縁から、同様に、尽寿の優婆塞律儀（や別解脱律儀）等いずれでもよい、それらを先に持して、菩薩律儀を受けさせる。鈍根の者も同様である。

なお、優婆塞律儀について、三帰のそれと三帰の後に五戒を受けるそれとの二種のあることを、律所説として付している。

更に、八斉戒の受戒を説明しているが、これは云うまでもなく戒体が一昼夜に限られ、また六乃至四斉日と神変月に行われる在家者の戒であるが、Abhayākara-ragupta は、それと共に、こゝに尽寿の八斉戒を“Go-mi の律儀”として伝えて

いる。北京版の『Munimatāṣṭkāra』の割注には、その典拠として、『大宝積經』の「大神變會」第二十二から、

一生の間、私は梵行を行い、八齋戒を受持します¹⁷⁾

を引用している。また、この Go-mi 律儀の名称は、Sunayaśrī の『Upāsakaṣaṃvarāṣṭaka-vivaraṇa』(D. No. 4142, P. No. 5643) にもみられる¹⁸⁾。いずれにせよ、八齋戒の理解としては特異のものである。

また、別解脱律儀の理解に関して、それは「誰でもこれを受持した人には、散乱心と無心とにおいて牽引される時、それまでの間、善が随行する相続として変ずる殊勝が生ずるのであつて、何でもそれに基づいて、“このことをしません”との誓いを念じ、禁止行為から恥をもつて身・語を正しく制御抑制することである¹⁹⁾」と説明している。そして、Vaibhāṣika の無表 (aviṣṇapti) 実体説を引き、それは不合理であると述べている。

また、業道について触れ、十不善業道が性罪 (rañ-bshin gyi kha-na-ma-tho-ba) であり、飲酒が遮罪 (bcas-paḥi kha-na-ma-tho-ba) であることを説明している。

更に、懺悔の儀軌を述べて、以上で“優婆塞律儀の受持の儀軌と行”の説明を了る。沙弥と比丘の律儀受持の儀軌と行については、別に明らかにするととして、こゝでは省かれている。

次に、菩薩律儀の根本が菩提に至るまで受持されるべきである三宝帰依であることを強調する。その際に、Candrakīrti の『Triśaraṇa-saptati』(D. No. 3971, P. No. 5366) の第一偈；

優婆塞は三宝に帰依する、その（三帰）は、八律儀の根本である／等覺者、法、僧伽は、解脱を求める者達の帰依処である²⁰⁾

と、更に、三十四、五十一、五十四・五、六十七偈を引いている。また、“帰依 (śaraṇa)” と“護持 (paritrāṇa)” の意味について、『Sūtrāṣṭkāra』(D. No. 4020, P. No. 5521) の「菩提品」の七、八偈；

常に一切の煩惱聚より、すべての悪行と老死より、私は護持する²¹⁾

すべての災厄と、悪趣と非方便と、有身見と小乗とからも（護持する）、それ故に帰依処の最上のものである²¹⁾

を引用し、この第八偈について逐語釈を加えている。その内容は、Sthiramati の『Sūtrāṣṭkāravṛtti-bhāṣya』(D. No. 4034, P. No. 5531) のそれ²²⁾を短くまとめたものゝ如くである。

その後に、三宝の各々を勝義のそれと世俗言説のそれとの二面から説明している。仏に関して、勝義のそれは三身、世俗言説としては仏舍利塔、仏像などである。法に関して、勝義のそれは涅槃、世間言説としては道 (mārga)、仏言、書物である。僧に関して、勝義のそれは初地以上の菩薩や預流等の八人、世間言説としては (順解脱分の者などの) 異生の比丘・比丘尼である、としている。これらは、供養の対象という面から分別されたものである。

次いで、供養されるべき者 (dakṣiṇīya) として、仏と菩薩に区別がないということを示すために、諸部派所伝の聖典本文を引用しているが、その部派名として、Mahāsaṅghika (の『Vidyādhara-piṭaka』) をはじめ、Pūrvaśāila (Śar gyi ri la gnas pa), Haimavata (Gaṅs-rir gnas pa), Sthavira(vādin) (Gnas-brtan pa), Prajñapti (vādin) (Brtags pa pa), Bahuśrutīya (mañ-du thos pa), Jetavanīya (Rgyal byed tshal pa), Sammatīya-kurukulla (Kun gyis bkur ba Kuru-ku-lla) などの名が挙げられている。

次に、āpatti (墮、罪) に関して説明する。そこでは、『Śikṣāsamuccaya』(D. No. 3940, P. No. 5336)²³⁾が引用する『Ākāśagarbha-sūtra』(D. No. 260, P. No. 926)に挙げられる二種の mūlāpatti (根本罪)²⁴⁾: kṣatriya の五つのそれ ((1) 塔に所属する物 (staupika-vastu) や僧伽の物を奪う, (2) 三乗の妙法を捨てる, (3) 出家を選俗させ, 打ち, 獄に入れる, (4) 五無間業, (5) 十不善業道を行い, 他に行わしめる) と, 初業菩薩 (ādikarmika-bodhisattva) の八つのそれ ((1) 大乘の教えに恐れをなし, 無上正等菩提への心を声聞乗に廻らして発心する, (2) 他の人に, “汝は六波羅蜜を行ずることはできない” 等と云い, “速やかに声聞独覺二乗に発心せよ” 等と云うこと, (3) 波羅提木叉, 律儀戒を守らずとも発心して大乘の經典を読めなどという, (4) 声聞法を聞こうとしない, (5) 嫉妬心, (6) みだりに悲愍をふりまわし, またこれが仏の悟りであるなどという, (7) 僧伽の物を奪うなど, (8) 非沙門を沙門, 非梵行を梵行という) との二種と, 更に, Candragomin の『Bodhisattvasaṃvaraviṃśaka』(D. No. 4081, P. No. 5582) の六・七偈に述べられる四つの他勝処法;

(1) 利養や恭敬に対する執着により自讃し毀他する, (2) 苦しんでいる, 救済する者のない人達に, 慳貪の故に法宝を与えない// 他が懺悔しても受け入れない, (3) 忿怒心をもって他を打つ, (4) 大乘を捨てて, 妙法に似て顛われる法を説く//²⁵⁾

以上, これらの五・八・四の根本罪が如何にして矛盾がないか, ということについて, Abhayākara Gupta は, pudgala の上・中・下の区別によつて, それぞれ,

四・五・八と対応せしめられて罪が区別されるのであつて、矛盾はないといふ、かつ、「ある（中）の人の罪は、他の（上・下の）人々のそれ（罪）でもある」と付言する。

最後に、『Bodhisattvasaṃvaraviṃśaka』の第二十偈 c-d；

慈悲に基づき、心善なる者に罪はない²⁶⁾

を引用して、たとえ、四根本罪の第一である“利養と恭敬に対する執着・貪着によつて、自讃し毀他する”があつても、tīrthika を摧伏しようとの欲求、教えを存続しようとする欲求、その方便によつて化度しようとの欲求、不善の住処より立たせ、善の住処に置こうとする欲求などに基づくものであれば、無罪である、と述べている²⁷⁾。

また、その際に、「“菩薩行は無量であるが、心の浄化が先決である”，何故ならばそれがすべての有情利益の根本であるからである」²⁸⁾とも云う。

以上で、“菩薩律儀の受持儀軌と行”の説明を了る²⁹⁾。そして、この、慈悲持をつ者が違越しても無罪であるということ、また、それが“有情を饒益する”という意味で、“貪欲 (rāga)”の肯定に結びつくことになるが、それは、この後の戒波羅蜜などの個所にとり上げられる。

1) 『NĪṢPANNA YOGĀVALĪ of Mahāpañḍita Abhayākara-gupta』ed. B. Bhattacharyya (GOS No. CIX.) pp. 10-11; 『History of Dharmaśāstra』P. V. Kane, vol. V, pt. 11, p. 1143.

2) THE BLUE ANNALS. (Śata-piṭaka series vol. 212) [ja 10a₁], [tha 4b⁷, 5a⁷, 20a⁸], [pha 18b⁴]; G. N. Roerich; The Blue Annals, pt. I. 371, II. 760, 795, 1046 ~48.

3) 羽田野先生は、これを否定され、Maitrī-pa の孫弟子とされる；「時論タントラ成立に関する基本的課題」，密教文化 8, p. 37 参照。

4) 『Tāranātha's Edelsteinmine』von A. Grünwedel, S. 109~114.

5) Śatapitaka Series. vol. 239. 『VAJRĀVALĪ』。

6) GOS. vol. CIX.

7) P. Nos. 4906, 17, 46, 54, 60, 5023, 24. cf. GOS vol. CIX, p. 9.

8) 北京版は割注を本文中に入れているので、三百二十八枚ほどに増えている。

9) 東北蔵外, No. 5412, P. No. 6150 [6b³⁻⁴]. Ārya-Vimuktasena: Abhisamayālaṃkāra-Vṛtti (1), 文化 39, 1-2, pp. 2-3, 参照。

10) D. [151b³⁻⁴], P. [188b⁵⁻⁸].

11) 「cittotpāda について」，印仏研 19.1 参照。

12) D. [168b¹], P. [215a⁸].

13) D. [168b³⁻⁴], P. [215a⁸]-[215b²].

(99) 『Munimatālaṃkāra』について (磯 田)

- 14) D. [292a³⁻⁴], P. [396b⁷⁻⁸].
- 15) 『楼閣正法甘露鼓經』天息災訳, (大正 16, pp. 811b-812c) にあたる,
- 16) 『Bhāvanākrama 初篇』, Jñānakīrti, 『Pāramitāyāna-bhāvanākramopadeśa』などと軌を一にする。
- 17) D. No. 66 [49a⁶], P. No. 760. (22) [37a³⁻⁴], 「我常修梵行。尽形持八戒」(大正 11, p. 496a)。
- 18) D. [159a²⁻³], P. [193b⁶]. Abhayākara は、彼の『Bodhisattvasaṃvaragrahaṇa-vidhi』にも、Go-mi の名を引いている。この書は、三帰、五戒、八斎戒と、前述の菩薩律儀との受戒作法のみをまとめた小篇である。
- 19) D. [78b¹⁻²], P. [78b¹⁻²].
- 20) D. [251a¹⁻²], P. [291a⁸]-[291b¹].
- 21) 『Mahāyānasūtrālaṃkāra』éd. S. Lévi, § IX, bodhyadhikāra, pp. 34-35. D. [8b⁷]-[9a²], P. [9b⁸]-[10a¹].
- 22) D. [110a⁶]-[111a⁶], P. [124b⁵]-[125b⁵]. 『西藏文献による仏教思想研究』第一号, pp. 12-13.
- 23) 『Śikṣāsamuccaya』éd. by C. Bendall, pp. 59-64; ed by P. L. Vaidya, pp. 37-39. D. [38b³]-[42a²], P. [46b⁸]-[51a⁸]. 『大乘集菩薩学論』空品第四, (大正 32, pp. 87a-88b)。
- 24) 『虚空孕菩薩經』巻下 (大正 13, pp. 671c-674b) 等。D. [272b⁴]-[278b⁴], P. [287a⁵]-[293a¹].
- 25) D. [166b⁴⁻⁵], P. [192a⁵⁻⁷].
- 26) D. [167a⁵], P. [192b⁷].
- 27) このような思弁は、Bodhibhadda の『Bodhisattvasaṃvaraviṃśaka-pañjikā』(D. No. 4083, P. No 5584), 更に、『瑜伽師地論菩薩地』の「戒品」にみられる。このことについては羽田野先生が指摘しておられる; 「瑜伽行派の菩薩戒をめぐる」, 鈴木学術財団『研究年報』14, 参照。
- 28) D. [88a⁶⁻⁷], P. [93a³⁻⁵].
- 29) 「無上の金剛薩埵の(即ち真言道の)律儀を正しく受持する儀軌と行は、私が、『Āmṇāyamañjarī』と『Abhayapaddhati』において明らかに述べた」(D. [89a³⁻⁴], P. [93b²]) と付言している。

(昭和五十年年度文部省科学研究費(一般研究D)の成果の一部)

(東北大学助教授)